

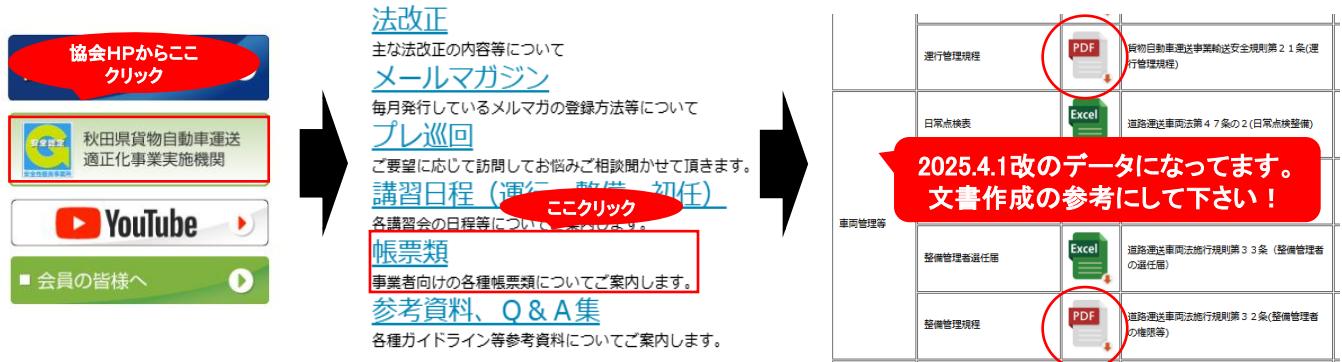
官業所間の弾力化(2)

～（運転者と車両）適切に運用出来る？～

繁忙期に限定されない突発的な運送需要に対応できるよう2024年8月、同一事業所の営業所間において(運転者と車両)柔軟な運用が認められる通達が発出され1年が経過しました。巡回時でも運用しているケースがあります。運輸支局への申請手続きが不要なこともあります。営業所間での“情報共有と管理体制を適切にするための必須項目を今回は取り上げます。

☑運行管理規程と整備管理規程に明記したか

基本的な考え方と運用方針を自社に置き換えて規定文を作成しよう！



移動車両の状況を容易に把握出来ているか

移動運転者は、移動先の点呼記録簿等で管理出来るけど、移動車両は…。



【関連法令等】

「貨物自動車運送事業に係る営業所間における運転者及び車両の移動の弾力化について」 (令和6年8月30日付け自賃第278号、自案第50号、自情第121号、自整第112号)



秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関TM